

新頁	旧	新																																										
119 第13章 1節 水防活動 水防機関の配備体制	<div style="text-align: center;">表. 13-2 水防団及び消防団に対する非常配備基準</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td>1. 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき 2. 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、かつ準備の必要を認めるとき</td> <td>水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>1. 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき</td> <td>水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当りダム、水こう門、ひ門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>1. 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき 2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇の恐れがあるとき 3. 津波・高潮に関する警報が発表される等、津波・高潮による危険が予想されたとき ただし、水防活動を安全に行える状態である場合に限る</td> <td>水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td colspan="2">水防本部長又は水防管理者より解除の指令があったとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>水防上の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 洪水、津波、高潮のいずれにおいても、水防活動（避難誘導や水防作業）の実施にあたり、水防団員自身の安全は確保しなければならない。 出動の際は、必要に応じ、水防団員自身でライフジャケット等の安全具を装着する。 水防団員及び消防団員は、出動前によく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。 作業中は、私語を慎しみ、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。 洪水時において堤防に異状が起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大のとき又は、その前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の4分の3位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。 使用した資器材は、手入をして所定の位置に設備する。 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>	配備区分	配備基準	配備体制	待機	1. 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき 2. 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、かつ準備の必要を認めるとき	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく	準備	1. 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当りダム、水こう門、ひ門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる	出動	1. 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき 2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇の恐れがあるとき 3. 津波・高潮に関する警報が発表される等、津波・高潮による危険が予想されたとき ただし、水防活動を安全に行える状態である場合に限る	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく	解除	水防本部長又は水防管理者より解除の指令があったとき		<div style="text-align: center;">表. 13-2 水防団及び消防団に対する非常配備基準</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td>1. 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき 2. 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、かつ準備の必要を認めるとき</td> <td>水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>1. 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき</td> <td>水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当りダム、水こう門、ひ門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>1. 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき 2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇の恐れがあるとき 3. 津波・高潮に関する警報が発表される等、津波・高潮による危険が予想されたとき ただし、水防活動を安全に行える状態である場合に限る</td> <td>水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td colspan="2">水防本部長又は水防管理者より解除の指令があったとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>水防上の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 洪水、津波、高潮のいずれにおいても、水防活動（避難誘導や水防作業）の実施にあたり、水防団員自身の安全は確保しなければならない。 出動の際は、必要に応じ、水防団員自身でライフジャケット等の安全具を装着する。 水防団員及び消防団員は、出動前によく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。 作業中は、私語を慎しみ、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。 洪水時において堤防に異状が起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大のとき又は、その前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の4分の3位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。 使用した資器材は、手入をして所定の位置に設備する。 <div style="text-align: center;">表. 13-3 静岡県のダム事前放流に係る配備基準</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備要員</th> <th>配備を要する交通基盤部の事務所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダム事前放流実施に係る配備</td> <td>ダム管理者から事前放流を実施するとの通知がされ、水防団待機水位に達する恐れがあるとき</td> <td>各所属の所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とし状況により他の職員を動員できる体制</td> <td>(出先機関) 必要な土木事務所</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>・事前放流を実施する見込みがなくなったとき (第1次事前配備が発令されたときは配備態勢を移行する。)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>水防上の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 配備要員は、交代者と引継ぎを完了して業務を終了すること。 交替者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。 	配備区分	配備基準	配備体制	待機	1. 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき 2. 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、かつ準備の必要を認めるとき	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく	準備	1. 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当りダム、水こう門、ひ門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる	出動	1. 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき 2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇の恐れがあるとき 3. 津波・高潮に関する警報が発表される等、津波・高潮による危険が予想されたとき ただし、水防活動を安全に行える状態である場合に限る	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく	解除	水防本部長又は水防管理者より解除の指令があったとき		配備区分	配備基準	配備要員	配備を要する交通基盤部の事務所等	ダム事前放流実施に係る配備	ダム管理者から事前放流を実施するとの通知がされ、水防団待機水位に達する恐れがあるとき	各所属の所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とし状況により他の職員を動員できる体制	(出先機関) 必要な土木事務所	解除	・事前放流を実施する見込みがなくなったとき (第1次事前配備が発令されたときは配備態勢を移行する。)		
配備区分	配備基準	配備体制																																										
待機	1. 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき 2. 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、かつ準備の必要を認めるとき	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく																																										
準備	1. 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当りダム、水こう門、ひ門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる																																										
出動	1. 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき 2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇の恐れがあるとき 3. 津波・高潮に関する警報が発表される等、津波・高潮による危険が予想されたとき ただし、水防活動を安全に行える状態である場合に限る	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく																																										
解除	水防本部長又は水防管理者より解除の指令があったとき																																											
配備区分	配備基準	配備体制																																										
待機	1. 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき 2. 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、かつ準備の必要を認めるとき	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく																																										
準備	1. 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当りダム、水こう門、ひ門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる																																										
出動	1. 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき 2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇の恐れがあるとき 3. 津波・高潮に関する警報が発表される等、津波・高潮による危険が予想されたとき ただし、水防活動を安全に行える状態である場合に限る	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく																																										
解除	水防本部長又は水防管理者より解除の指令があったとき																																											
配備区分	配備基準	配備要員	配備を要する交通基盤部の事務所等																																									
ダム事前放流実施に係る配備	ダム管理者から事前放流を実施するとの通知がされ、水防団待機水位に達する恐れがあるとき	各所属の所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とし状況により他の職員を動員できる体制	(出先機関) 必要な土木事務所																																									
解除	・事前放流を実施する見込みがなくなったとき (第1次事前配備が発令されたときは配備態勢を移行する。)																																											
追加		追加																																										

・本文における、組織名称及び電話番号等、その他の軽微な変更は省略